

平成十五年十月十日受領
答弁第二五号

内閣衆質一五七第二五号

平成十五年十月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出原子力発電所における作業従事者の労災認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川田悦子君提出原子力発電所における作業従事者の労災認定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付の請求に係る文書については、原子力発電所における作業に従事していた労働者からの請求に係る文書とその他の者からの請求に係る文書とを区分して保管しておらず、お尋ねの事項について、それを新たに調査し、お示しすることは、作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

なお、労働者保護の観点から、今後とも、同法に基づき迅速かつ適正な保険給付を行うことに努めてまいりたい。